

平成15年5月17日

各 位

会 社 名: 株式会社りそなホールディングス
代表取締役社長 勝田 泰久
コード番号: 8308(大証・東証各市場第1部)

株式会社りそな銀行に対する
預金保険法第102条第1項に定める第1号措置の必要性の認定について

本日、当社子会社である株式会社りそな銀行は、内閣総理大臣より、預金保険法第102条第1項に定める第1号措置(金融機関の自己資本の充実のために行う預金保険機構による株式等の引受け等)の必要性の認定を受けましたのでお知らせいたします。

これを受けて、同行は、預金保険機構に対して、相当規模の公的資金の申込みを行う方針です。

なお、上記認定は、破綻金融機関に対して行われるものではなく、預金の支払や貸出の継続等、お客様とのお取引への影響は一切ございません。

当社グループは、上記の公的資金による資本増強等により、財務の健全化を図り、引き続き地域の皆様のお役に立つよう努めてまいりますので、何卒、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上